

色麻町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、色麻町(以下「町」という。)が管理するホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載できる広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バナー広告 町ホームページ上に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(2) リンク 町ホームページから広告主のホームページにつながることをいう。

(広告の種類)

第3条 町ホームページに掲載するバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載の範囲)

第4条 町ホームページに掲載できる広告及びリンク先ホームページの内容は、次の各号に定めるものを除くものとする。

(1) ホームページの公共性または品位を損なうおそれのあるもの

(2) 法令、条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(5) 誇大表示または不当表現その他表現方法等が不適切なもの

(6) 前各号に載げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として町長が適切でないとするもの

(広告の規格)

第5条 広告の1枠ごとの規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル、横180ピクセル

(2) データ容量 4キロバイト以下

(3) 形式 GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG

2 広告の表現は、閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの、または閲覧者が町の事業であると錯誤するおそれのあるものを禁止する。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は町長が指定する位置とし、広告掲載枠数は35以内とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は原則1年を単位とし、掲載期間の始期及び終期は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

2 広告の掲載期間が1年に満たないときは、原則1月を単位とし掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

3 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日を原則とする。

(広告掲載料)

第 8 条 広告掲載料は、1 枠当たり年額 3 万円とする。ただし、1 年に満たないときは、月額 2 千 5 百円とする。

2 前項の広告掲載料には、消費税相当額を含む。

(広告の公募)

第 9 条 広告の募集は、原則として町ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 10 条 町ホームページに広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。) は、色麻町ホームページ広告掲載申込書 (第 1 号様式) (以下「申込書」という。) により、郵送、F A X または E メールで、町長に申込みこととする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 申込者は、第 5 条に規定する規格により広告原稿 (画像データ) を作成し、前条に規定する申込書にて提出しなければならない。

2 町長は、提出のあった広告原稿 (画像データ) の変更を求めることができる。

3 申込者は、前項の規定により変更を求められたときは、第 1 項の規定により改めて申込書を提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 12 条 町長は、前 2 条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、色麻町ホームページ広告掲載申込みに対する審査結果通知書 (第 2 号様式) により、申込者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載を適当と認める申込みが、第 6 条に規定する枠数をこえたときは、次に掲げる順位により決定する。

(1) 町の出資法人、町の施設の指定管理者、公社、公益法人及びこれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するもの

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業または自営業者で町内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業または自営業者等

3 前項の規定によっても、第 6 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第 13 条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの (以下「広告主」という。) は、町長が指定する期日までに広告掲載料の全額を納付しなければならない。

(広告掲載料の不返還)

第 14 条 広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなくなったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に返還する必要があると認めたとき

(広告主の責任)

第 15 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第 16 条 町長は、掲載された広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 17 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、またはその掲載を停止することができる。その場合において、これらによって生じた損害に対しては、町はその責任を負わない。

(1) 指定する期日まで広告掲載料の納入がなかったとき

(2) 指定する期日まで広告原稿の提出がなかったとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき

(5) その他、町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定の取り消ししたときは、町ホームページ広告掲載取消決定通知書 (第 3 号様式) により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 18 条 広告主は、自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の 1 週間前までに、町ホームページ広告掲載取下申出書 (第 4 号様式) により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の継続)

第 19 条 2 月末までに第 18 条第 2 項の規定により広告掲載の取下げの申し出が無い場合は、次年度も継続するものとみなし、第 7 条の規定する掲載期間を継続できる。

2 広告主は、第 13 条の規定により、町長が指定する期日までに広告掲載料の全額を納付しなければならない。

(その他)

第 20 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。